

足利市生涯学習センター広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 生涯学習センターへの広告の掲出については、足利市広告掲載事業要綱（平成19年8月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告掲出の基準)

第2条 生涯学習センターへの広告の掲出に関する基準は、要綱第9条及び足利市広告掲載に関する運用基準（平成19年8月1日施行）の定めるところによる。

(広告掲出の場所及び規格)

第3条 広告を掲出する場所は、次のとおりとし、掲出する位置は、市長が指定する。

- (1) 正面玄関 壁面 4 枠
- (2) 東側玄関 壁面 2 枠
- (3) 1 階ロビー 壁面 3 枠

2 前項各号に規定する場所に掲出できる広告の規格は、1 枠につき縦 782 mm、横 515 mm (B2 サイズ) 以内の大きさとする。

(広告掲出の期間)

第4条 広告を掲出する期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、市長が認めたときは、1か月を単位とすることができる。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料は、足利市行政財産使用料条例（昭和60年足利市条例第15号）第2条第3項の規定による使用料として、第3条第2項に規定する規格の広告にあっては、1枠につき年額 15,840 円（消費税等を含む。）ただし、広告を掲出する期間が1年に満たない場合は、月割計算により算出した額とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報あしかがみ又は市ホームページに掲載し、公募するものとする。

2 第4条に規定する広告掲出の期間内に広告掲出枠に空きが生じた場合は、随時、前項の例により広告を募集する。ただし、市長が募集する必要がないと認めたときは、公募を行わないことができる。

(広告掲出の申込み)

第7条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、足利市生涯学習センター広告掲出申込書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿
- (2) 申込者の業務内容が分かる資料
- (3) 市税の納税証明書（未納がないことの証明・市外の広告掲載希望者のみ）
- (4) 公共的機関による審査を受けた広告を提出する場合にあっては、当該機関が発行する審査済であることを証するもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

(広告掲出の決定等)

第8条 市長は、第7条の広告掲出申込書を受理したときは、第2条に規定する広告掲出の基準により、申込者の業務内容及び広告原稿の表現、文言、デザイン、色使い等(以下「広告内容」という。)を審査し、掲出の可否を決定する。

2 市長は、広告掲出を可と決定したときは、足利市生涯学習センター広告掲出決定通知書(別記様式第2号)により、広告掲出を不可と決定したときは、足利市生涯学習センター広告不掲出決定通知書(別記様式第3号)により当該申込者に対し通知するものとする。

第9条 前条第1項において、広告の掲出申込数が、募集枠数を超えた場合は、次の各号に掲げる広告を優先して決定することとする。

(1) 市内に事業所等を有するものの広告

(2) 掲出希望期間の長いものの広告

2 広告の掲載が適当と決定した件数が募集枠数を超えたときは、抽選により広告の掲載を決定する。

(使用許可)

第10条 第8条の規定により広告掲出の決定を受けた申込者は、足利市財務規則(平成元年足利市規則第20号。以下「規則」という。)第101条に規定する行政財産の使用許可を受けなければならない。

2 許可期間については、規則第101条第2項の規定を適用する。

(広告掲出料の納付)

第11条 前条の規定による使用許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、第5条に規定する広告掲出料を市長が定める期日までに一括して納付しなければならない。

(広告掲出の取消し)

第12条 市長は、要綱第12条第1項各号に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告内容の変更に係る市長の求めに応じないとき。

(2) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

(4) その他広告を掲出することに支障があると認めたととき。

(広告掲出の停止)

第13条 市長は、業務上支障がある場合その他必要があると認めたとときは、広告主に連絡の上、掲出中の広告を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、広告掲出料の返還その他の補償は、これを行わないものとする。

(広告掲出料の返還)

第14条 既に納入した広告掲出料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る行政財産の使用許可を取り消したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲出料を返還する場合は、月割計算により算出した額とする。この場合において、返還する額には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告内容その他広告掲出に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告の作成、掲出及び撤去等)

第16条 掲出する広告は、広告主が作成し、掲出し、及び撤去するものとし、これらに要する一切の経費は広告主が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第17条 市長は、第8条の規定による決定をした後の事情の変化等で必要がある場合は、広告主に対して、広告内容の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月1日から施行する。